

	国・地域名	原賠制度を規定する法律	賠償措置		
			措置額(最大)	措置の方法	措置された資金が賠償に不足する場合
	日本	「原子力損害の賠償に関する法律」	1200億円 7条	保険と補償契約、 供託 6～15条	国が必要な援助を行う(16条) 原子力損害賠償支援機構による資金交付(支援機構法41条)
近隣諸国	韓国	「原子力損害賠償法」	500億ウォン (約37億円) 6条	保険と補償契約、 供託 5～13条	国が必要な援助を行う(14条1)
	中国	国務院の回答(該当する法律なし)	責任限度額 (約38億円) 8項	適切な財務保証、 保険契約(8項)	国務院が評価して決定する(7項)
	台湾	「核子損害賠償法」	責任限度額 (約115億円) 24条	保険 財務保証 25条	受取金額が足りない場合、国は責任限度額を上限として差額を事業者に貸付(27条)
原子力既設国	インド	「原子力損害に関する民事責任法」	責任限度額 (約239億円) 8条1	保険、資金的保証 8条1	規定なし
	ロシア	「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」	責任限度額 (約204億円) 56条	政府その他の保証、 事業者の利用可能な自己資金、保険 56条	規定なし
	フランス	「原子力分野における民事責任に関する法律」(条約を直接適用する制度)	責任限度額 (約98億円) 7条	保険、財政的保証 国の保証 7条	最高責任額を限度として条約の適用を損なうことなく国が補足的に負担する。(8条)
	ドイツ	「原子力の平和利用およびその危険に対する防護に関する法律」(原子力法)	25億ユーロ (約2586億円) 13条	保険、金融的保証 (電力会社の資金的保証)(13条)	事業者の賠償義務を免責し、25億ユーロを上限に連邦が補償する(38条(1)(6))
	米国	「原子力法」(原子力法170条の改正法を“プライスアンダーソン法”と呼ぶ)	125億9448万ドル (約1兆68億円)	保険、事業者による 遡及保険料システム 170条b	当局が必要な資金を確保し、事業者が返済する(170条b(3))
	スイス	「原子力損害の第三者責任に関する法律(LRCN)」	11億スイスフラン (約942億円) 11条2、施行令3条	保険 11条	連邦政府が11億スイスフランを限度として事業者に補償する。負担金徴収あり。(12条,14条)
	イギリス	「原子力施設法」	責任限度額 (約181億円) 19条	保険又はその他の方法 19条	政府により対応が為される。(16条)
新規導入国	ベトナム	「原子力法」	規定なし	保険 (90条)	規定なし
	ポーランド	「原子力法」	1.5億SDR (約185億円) 103条4項の関連規則 § 4の1項2)	保険	規定なし
	マレーシア	「原子力エネルギー免許法」	責任限度額 (約51億円) 60条	保険、その他の財務保証 60条	政府が責任限度額を上限に事業者に補償(61条1)公平な配分のため命令を下す(65条)
	インドネシア	「原子力エネルギー法」	責任限度額 (約332億円) 35条	保険、その他の財務保証 35条	規定なし

※1 米国は無過失責任・責任集中と同様の仕組みを抗弁権の放棄等により作っている。